

京都市交通局管理規程第10号

京都市交通局部長会に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成25年3月29日

京都市公営企業管理者

交通局長 西村 隆

京都市交通局部長会に関する規程の一部を改正する規程

京都市交通局部長会に関する規程の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次長，部長及び担当部長」を「次長，技術長，部長，室長及び担当部長」に改める。

第4条各項中「部長及び担当部長」を「部長，室長及び担当部長」に改める。

附 則

この規程は，平成25年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)